

京都大学通則の一部を改正する規程

5 第十二条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

課程を修了した者が、当該入学前に在学した学部に入學するときは、入學料の納付を要しない。

第五十三條、第五十三條の十五及び第六十五條第二項中「第五項本文」を「第六項本文」に改める。

この規程は、平成十七年三月二十二日から施行する。